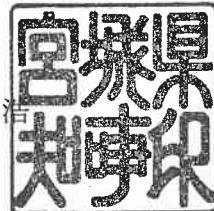


環対第194号
令和6年8月6日

富谷市成田二期北土地区画整理組合
設立準備委員会長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業環境影響評価準備書に対する意見
について(通知)

令和6年3月6日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第20条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当
環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 佐々木
TEL 022-211-2667
FAX 022-211-2696
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 富谷市成田二期北土地区画整理事業環境影響評価準備書に対する意見

本事業は富谷市西成田地区・穀田地区において、開発面積 198.7ha とする土地区画整理事業である。

山林等を大規模に地形改変する事業であり、多くの環境影響があることが明らかになっている。

以上のことから、事業計画の検討に当たっては、代償措置の前に、特に豊かな自然環境を持つ沢筋を存置するなどの環境保全措置を講じ、環境影響の一層の回避・低減に努めること。

また、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施すること。

1 全般的事項

(1) 追加的な環境保全措置の検討

予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

(2) 新たな事実が判明した場合の措置

環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

(3) 地域住民等への積極的な情報提供

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺の住民、関係地域である富谷市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

(4) 管理体制について

土地の供用後のビオトープの管理体制について、評価書に記載すること。

(5) 累積的な影響

これまでに本事業の隣接地では、仙台北部道路・富谷ジャンクションの新設、宅地造成事業等が既に実施されていることから、今後、各事業者からの情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音による影響

工事中の建設機械による騒音と工事用車両の交通騒音について、騒音の重複が予想される場合、等価騒音レベルの複合騒音の予測及び評価を評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業区域の地形を、日本の地形レッドデータブックに記載のある県内の丘陵地と

類似の特徴が認められる地形と評価していることから、本事業に伴う改変により失われる重要な地形と、改変せずに残す地形のそれぞれについて、適切に評価し、評価書に記載した上で、その改変を極力小さくするための回避・低減措置を講じること。

(3) 動物に対する影響

イ サンショウウオ類の移植は困難であるため、移植などの代償措置ではなく、生息地への影響を回避すること。

また、改変によって失われる生物や生息地については、その事実を評価書に記載した上で、その改変を極力小さくするための回避・低減措置を講じること。

ロ 飛翔軌跡に基づき、別図でオオタカ、サシバ及びノスリの行動圏内部構造を示すこと。また、行動圏内部構造に関しては、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域を描くとともに、本計画に伴い、それぞれが面的にどの程度消失するかを定量的に示すこと。

以上について評価書に記載した上で、猛禽類への影響がより少ない回避・低減措置を講じること。

(4) 植物に対する影響

イ 重要な植物種が生育している区域について、代償措置が計画されているが、絶滅危惧Ⅰ類であるベニシュラン、キンセイランの2種はいずれもラン科で、非常に移植が難しい分類群であるため、代償措置ではなく回避・低減措置を優先して行うこと。

ロ 発見された植物が本当にオオアカウキクサである場合、宮城県内においては新産となるため、その生育地の改変を行わないこと。

なお、発見されたのが外来種であるニシノオオアカウキクサであった場合は、誤って移植してしまうことで生じるリスクがあるため、移植しないこと。

ハ ノダイオウの代償措置として移植を提案されているが、ノダイオウは外来種のエゾノギシギシと交配し、雑種後代を作る可能性がある。その結果、元のノダイオウに置き換わり、外来種の遺伝子が入った個体だけになることが考えられると評価書に記載の上、代償措置を実施すること。

(5) 生態系に対する影響

「水辺の希少種」に含まれているサンショウウオ類について、森林の生息地の好適性区分や行動圏の推定が行われているが、評価結果においては水域と樹林の連続性や森林の生息地の質の確保に触れられていない。そこで、里山の生態系の重要な特性の一つであり、多くの動植物の生育基盤とされる水域と樹林の連続性や森林の生息地の質について、その環境影響評価を踏まえて環境保全措置を講じること。

(6) 放射線の量による影響

工事中に調整池や排水された雨水の流末で、空間線量をモニタリングすること。

また、粘土微粒子（シルト）が堆積しやすい場所の土砂の取り扱いに注意すること。